

令和6年2月定例会 福祉保健医療委員会（急施議案）の概要

日時 令和6年2月27日（火） 開会 午後3時17分
閉会 午後3時29分

場所 第2委員会室

出席委員 渡辺大委員長

柿沼貴志副委員長

渡辺聡一郎委員、木下博信委員、日下部伸三委員、小久保憲一委員、

小谷野五雄委員、小川寿士委員、辻浩司委員、戸野部直乃委員、八子朋弘委員、

城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]

金子直史福祉部長、岩崎寿美子少子化対策局長、岸田正寿副部長、

藤岡麻里地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、

茂木誠一障害者福祉推進課長、

草野敏行総合リハビリテーションセンター福祉局長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第71号	控訴の提起について	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

木下委員

原告は県に対して2,000万円の賠償を求め、裁判所が認めた金額は150,000円である。また、訴訟費用の負担もほぼ原告が負っているという判決であるから、原告の主張は全体としては認められていないに等しいと見ることができるが、これについていかがか。

障害者福祉推進課長

原告が裁判で主張している、職員による、暴言、暴力、嫌がらせに関しては、そのようなことはなかったという県の主張が全面的に認められたことは妥当だと考えている。こちらの主張がほぼ全て認められた中で、職員の対応部分と医師の医学的意見書の判断は誤りとされた部分が、違法とされたことは、非常に残念であり、受け入れがたいものである。

木下委員

県の主張がほぼ全面的に認められた一方で、違法と認定された部分があることを理由に控訴すると、裁判所が原告に認めた損害賠償額以上の訴訟費用が発生する。そうであるにもかかわらず控訴するとした理由は何か。

障害者福祉推進課長

この判決を容認すると、県の今後の公正な事務執行に支障を来す。具体的には、医師の医学的意見書の判断の誤りが違法とされたことについては、補装具支給の対象とならない外反母趾の部分を論点としている。この判決を容認すると、今後の補装具支給認定事務に支障を来す。また、職員が、原告の障害者総合支援法の申請権を侵害し違法とされた点については、治療の可能性がある相談者に対しては、障害者総合支援法に対し、健康保険法の適用が優先となる。そのため、医師の診断を原告に案内し、まずは、受診いただき福祉制度の適用か保険診療適用かの確認をする必要があった。今回、申請者である原告の希望に沿わない案内をしたということが、申請権の侵害であるとする判決を容認すると、法に基づく業務の執行を妨げることになる。以上のとおり、行政として法制度にのっとり、公正に事務を執行していくという観点から控訴しようとするものである。

木下委員

控訴理由については理解できる。では、第一審において県の主張が裁判官に認められなかった原因をどのように考えるのか。

障害者福祉推進課長

県では、原告の訴えに反論する証拠書類、あるいは裁判所からの求めに応じた証拠書類を準備し、代理人弁護士を通じて裁判所に提出したほか、職員が直接証人として出廷するなどし、県の立場を主張した。第一審においては、県の主張が僅か一部分だけ認められなかった。医学的意見書の判断が誤りとされた点について、原告の外反母趾の症状は、補装具支給の対象ではないことを主張したが、裁判官に理解が届かなかったと考えている。また、原告の申請権を侵害し違法とされた部分について、保険診療の対象となる場合は、福祉制度による補装具支給の対象とならないという優先関係は、違法とされていない。しか

し、「補装具相談を強く求めている者の意に反して」補装具外来を勧めたことが違法とされたことについて、このような曖昧な判断基準を裁判所が採用したことは想定外であった。いずれも説明し切れなかったということは、私どもの力不足として謙虚に受け止めている。これらの部分について詳細に分析し、主張すべき点を整理していく。

日下部委員

令和元年の医学的意見書が違法とされた部分について、第三者の医師に意見を求めることが必要ではないか。そうでなければ、控訴審でも同じ結果になると考えるがいかがか。

障害者福祉推進課長

今回の判決を受けて、新たな説明を十分に検討しなければならないと考えている。その中の一つとして、第三者の専門的な知見を有する医師の意見も、控訴理由書の作成に当たり考慮したい。

辻委員

原告が福祉制度にこだわって、結果として裁判にまでなってしまった。固執した理由を県として把握しているのか。

障害者福祉推進課長

原告がこだわった理由について不明である。事実としては、福祉制度を利用する場合は原則として本人負担は1割、所得の低い方は負担なしで補装具が支給される。これに対して医療費を使うと3割負担である。それが直接的な理由かどうかは定かではない。

小川委員

今回の対応について、厚生労働省に質問、相談をしたのか。

総合リハビリテーションセンター福祉局長

厚生労働省には補装具の支給基準について明確なものがあるかどうか問い合わせをしている。

小川委員

県の対応の是非について厚生労働省に具体的な相談はしなかったという理解でよいか。

総合リハビリテーションセンター福祉局長

今回の対応の是非について問合せはしていない。

【付託提出議案に対する討論】

木下委員

本判決において裁判所が認めた原告の損害賠償額は150,000円である。控訴した場合、さらに、訴訟費用について100万円以上掛かることになる。費用を考えれば控訴すべきではないという声もあると考える。しかし、第一審において被告の主張が全て認められたわけではなく、このまま原告の請求を認めてしまうと、補装具支給の認定事務にも

支障を来すので、適切な判断を裁判所に求めて控訴したいとの考えは理解できる。問題は第一審において裁判官が県の主張を認めるに値する心証を形成できなかったという意味で、県の主張とその根拠の提出が不十分であったのではないかという点である。控訴審においても同様の方法を行えば、第一審と同じ結果になる懸念が極めて大きい。よって、第一審において、なぜ県の主張が裁判官に認められなかったのか、この点を明確に分析し、控訴審においては、裁判官の理解を得られる主張及び証拠の提出を検討する必要がある。この点を強く指摘し、明確な対応を求めた上で、本議案に賛成をする。

【附帯決議を行うことを求める動議】

木下委員

第71号議案について、控訴審における万全の措置を講じることを求める附帯決議について、案文の朗読をもって説明とする。「第71号議案控訴の提起について」における問題は、第一審において、裁判官に対し、県の主張を認めるに値する心証を形成させることができなかったという意味で、県の主張とその証拠の提出が不十分であったのではないかという点にある。控訴審においても、同様の主張を行えば、第一審と同じ結果になる懸念が極めて大きい。よって、第一審において、県の主張が裁判官に認められなかった理由を明確に分析する必要がある。控訴審においては、裁判官の理解を得られるよう十分な主張とその証拠の提出を検討し、万全の措置を講じること。